

令和5年度ゼロカーボン普及啓発事業業務委託仕様書

1 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

2 履行場所

宮城県内一円

3 業務委託内容

(1) 各種広報の実施

イ 次の(2)から(7)までについて、各種情報誌、ウェブ、ウェブ広告、SNS、掲示物(パネル、ポスター)等、様々な媒体を組み合わせながら、利用者・参加者・認知者を最大限獲得し、かつ各種施策の相乗効果が期待できる広報を提案すること。
ロ 広報の実施に当たっては、「みやぎ環境税」(県民税均等割の超過課税制度)を活用した県の事業である旨の表示を行うこと。

(2) 「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議後継組織の設立イベントの開催

地球温暖化対策推進法第40条に基づく地域協議会である「ダメだっちゃ温暖化」宮城県民会議(構成員数:118団体)に代わる新たな地域協議会を令和5年度前半(6月以降を想定)に設立する予定としており、その設立式典を企画・運営すること。(1回開催)

なお、会場は、宮城県行政庁舎内を想定しており、会場確保に関する手続きは、発注者において対応する。

(3) 環境フォーラムの開催

広く県民を対象とし、(2)の地域協議会会員、県内自治体、企業・団体等と連携した家庭での地球温暖化対策及び気候変動適応策の促進に寄与する内容のイベントを企画・運営すること。(1回開催)

なお、本イベントの企画内容において、ステージを活用した企画及び会員が出展するブース等の企画も含むこと。また、募集案内や看板等に(2)の地域協議会との連携した事業である旨の表示もおこなうこと。

あわせて、「宮城県ストップ温暖化賞」の表彰式を主としたステージイベントを開催するため、当日のイベントスケジュールに組み込み企画・運営を行うこと。

(4) 仙台市外での普及啓発

幅広い年齢層の県民(特に親子連れ)を対象とし、仙台市外での宮城県内における大規模集客を見込めるイベント等との連携やその他の方法により、家庭での地球温暖化対策及び気候変動適応策の促進に寄与する内容の普及啓発を企画・運営すること。

(2回以上開催)

(5) 表彰制度(宮城県ストップ温暖化賞)の運営

イ 地球温暖化対策や気候変動適応策に関する優れた取組を表彰する「宮城県ストップ温暖化賞」に関する次の事項について企画・運営すること。

(イ) 候補者の募集・掘り起こし

(ロ) 審査委員会の運営（審査委員は、外部（県内）2人，県職員2人を想定）

(ハ) 表彰式の企画運営（受賞者は5者，うち大賞1者を想定）

(ニ) パネル等受賞者紹介ツールの作成

ロ 表彰式は上記環境フォーラムにおいて実施することとし，当日のイベントスケジュールに組み込み，企画・運営すること。

ハ 外部審査委員に対する謝金及び旅費の支給，受賞者に対する記念品（1人当たり1万円程度）の調達を行うこと。なお，謝金等の額は，県の基準に準じるものとする。

(6) 事業者向けセミナーの開催

県内事業者を対象に，事業における脱炭素経営の機運の醸成及び水素等の脱炭素燃料の活用並びに気候変動適応策の促進に寄与する内容のセミナーを企画・運営すること。講師選定など具体的な内容は県と相談しながら企画すること。（1回以上，講師合計4名以上）。

(7) 普及啓発キャンペーンの実施

次の事例を参考にしながら，幅広い年代の県民に対し，地球温暖化対策及び気候変動適応策の重要性について効果的に普及啓発するキャンペーンを企画・運営すること（1回実施）。

なお，キャンペーンで使用するインセンティブは，合計125,000円程度（税抜），50人分程度（当選者ごとの配分額は，同一でなくとも可）とし，宮城県の地域や産業の振興，または地球温暖化対策及び気候変動適応策に関連するものの中から選定すること。

例：SNS等の投稿に対して，抽選でインセンティブを付与するほか，特に優れた内容に対し，別途インセンティブを付与する。

(8) 目標指標の設定

上記（1）から（7）までについて，業務の進捗が客観的に管理・評価できる目標指標を設定すること。